

スタンダード 顧問契約について

WPP行政書士事務所・WPP合同会社



障がい福祉事業に特化した知識と実績が安心感を提供し、事業運営を強力にサポートします。

専門知識による安心感

10年以上にわたる障がい福祉事業に特化した専門知識を活かし、制度対応や業務改善のリスクを最小限に抑え、より効果的な運営をサポートいたします。

豊富な実績による信頼性

200以上の指定申請と150件の実地指導対応の実績により、事業者の皆様に信頼と安心をお届けしています。令和6年10月現在、顧問先を含む関与事業者数は340以上にのぼります。

法務や業務の相談、情報提供、そして報酬改定時の優先対応が重要です。

01 法務・業務の相談

法務や業務に関するご相談について、個別のニーズに応じた的確なアドバイスをご提供いたします。安心してご相談ください。

02 情報提供

最新の法律や制度変更に関する情報を迅速に提供し、常に最適な判断ができるようサポートいたします。正確で迅速な情報提供により、安心してご利用いただけます。

03 報酬改定時の優先対応

顧問契約に基づく報酬改定が必要な場合、優先的に対応し、スムーズにご要望にお応えできる体制を整えております。

11年間で培った専門知識と豊富な実績に基づき、信頼性の高いサービスを提供しています。



業務実績の信頼性

障がい福祉事業者専門として11年間活動し、数々の取引事例を通じて信頼関係を築いてきました。豊富な実績が信頼の証です。



障がい福祉事業のサポート

放課後等デイサービスをはじめとする児童通所、就労継続支援、生活介護、共同生活援助、居宅介護など障がい福祉事業全般についてサポートします。



経験に基づくアドバイス

多数の顧問先や関与先を持ち、豊富な事例の蓄積があるため、そこから得られるアドバイスは非常に有用です。お客様の状況に応じた的確なご提案をいたします。

初月からのサポート体制

初月から3か月間、安心のサポート体制でお客様の事業を全面的にバックアップいたします。

01

訪問による課題の可視化

初月から3か月間、毎月1回90分の訪問を行い、直接サポートやコンサルティングを実施いたします。現在の課題を可視化し解決へと導きます。

02

現在の立ち位置

書類の確認を通じて現在のコンプライアンス上の立ち位置を明確にし、加算と減算についての診断をいたします。

顧問契約に関する料金体系と注意点についてご説明します。

01

顧問契約料金

1事業所につき35,000円（税別）
です。
事業所数、経営状況によって柔軟
にお見積もりをさせていただきます。

02

連絡方法

主にチャットワークか
LINEでの連絡をお願いし
ています。

03

契約期間

最低期間は6か月、その
後は自動更新です。